

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年9月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実
建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R8. 8. 28	丸橋工務店	丸橋 政夫	愛知郡愛荘町松尾寺968-14	(般－3) 第5 1 7 7 6号	建・大

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R8. 8. 21	(有)金子組	金子 真也	草津市青地町1024-8	(般－5) 第2 2 4 3 2号	管・園